

社会福祉法人 大湊福社会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備をおこなうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年 9月 1日 ~ 令和4年 8月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：家族との時間の創出、またはリフレッシュの機会として、バースデー休暇を特別休暇として新設する。

<対策>

- 令和2年9月～ 理事会を開催し、就業規則を改正。
- 平成2年10月～ 社内システム内スタッフ専用ページにて、改正された就業規則の周知を図り、規程に準じて休暇を付与・取得を開始。

目標2：妊娠から職場復帰までのサポートを円滑に安心しておこなえるよう、「育休復帰支援プラン」の取り組みを実施する。

<対策>

- 令和2年9月～ 理事会を開催し、育児休業規程に「育休復帰支援プランの取り組み」に関する事項を追加・改正。
- 令和2年10月～ 社内システム内スタッフ専用ページにて、改正された育児休業規則の周知を図り、対象となる職員から適用し、取り組みを開始。